

河川愛護ポスターの募集

河川愛護の活動として、平成13年度から毎年、川について関心を高め、川を大切に作る気持ちを高めていただくことを目的に、木曾三川沿いにお住まいの小学生の皆さんから河川愛護ポスター(川に関する絵)を募集します。

▼募集内容 「川をきれいに」、「川を大切に」などの標語をいれて、八つ切り画用紙(よこ指定)に川に関する絵を描いてください。

▼応募資格 小学生に限ります。詳細は、ホームページに掲載している募集要項をご覧ください。

▼募集期間 4月1日(月)～6月7日(金)

▼その他 応募いただいた作品はすべて河川に看板として設置させていただきます。また、河川愛護ポスター展(7月実施)に展示させていただきます。

問 国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所 占用調整課

☎(0594)24-5718

FAX(0594)24-5725

HP <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kasenaigo/>



河川愛護モニター募集

木曾川下流河川事務所では、地域の皆さんとの交流を深めながら、河川愛護の普及啓発を行い、皆さんに愛される川づくりについて一緒に考えていただくため、河川愛護モニターを募集しています。

▼モニター期間 7月1日(月)～2020年6月30日(火)

▼活動内容 日常生活の範囲内において知り得た河川に関する状況や情報について、木曾川下流河川事務所(担当出張所)へ報告する。

▼モニター区間

①木曾川左岸

木曾岬町源線輪中(国道23号線木曾川大橋)から愛西市立田町富安(立田大橋)まで

②木曾川右岸

桑名市長島町福吉(国道23号線木曾川大橋)から愛西市福原新田町(船頭平閘門)まで

▼募集人数

モニター区間①・② 各1名

▼応募資格 20歳以上でモニター区間の近隣にお住まいの方。川に接する機会が多く河川愛護に関心のある方。

▼応募方法

詳細は、ホームページに掲載している募集要項をお読みのうえ、応募用紙を郵送またはFAXで送付してください。

▼応募締切 5月8日(水)

問 国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所 占用調整課

(〒511-0002 三重県桑

名市大字福島465)

☎(0594)24-5718

FAX(0594)24-5725

HP <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/kasenaigo/>



自衛官など募集

▼募集項目

・自衛隊幹部候補生(一般)

・第1回自衛隊一般曹候補生

・自衛官候補生

▼対象者

・自衛隊幹部候補生(一般)

22歳以上26歳未満の方(修士課程修了者など(見込含む)は28歳未満)

・第1回自衛隊一般曹候補生、自衛官候補生

18歳以上33歳未満の方

▼申込期間

・自衛隊幹部候補生(一般)

～5月1日(水・祝)

・第1回自衛隊一般曹候補生

～5月15日(水)

・自衛官候補生

年間を通じて受付

申・問 自衛隊愛知地方協力本部

一宮地域事務所

(一宮市大江2-1-18 ワキタビル2階)

☎(0586)73-7522



♡寄付♡

弥富市に

▼匿名 様 金10,000円

▼株式会社ヤマナカ 様 金42,521円

市社会福祉協議会に

▼弥富ライオンズクラブ 様 金30,000円

▼平成30年度年輪のつどい60歳 様 金27,832円

チャレンジハウス弥富に

▼弥富ライオンズクラブ 様 もち米

地域活動支援センター十四山に

▼弥富ライオンズクラブ 様 きなこあんど

以上のとおりご寄付いただきありがとうございました。

自治会・町内会ガイドブックができました!



～自治会・町内会を知ろう!～

自治会・町内会を知っていただくきっかけとなり、地域でより良い暮らしをしていただくため、市では、「自治会・町内会ガイドブック」を作成しました。

市民の皆さんから寄せられる、自治会・町内会に対する疑問も「Q&A」として掲載しています。

ガイドブックは各公共施設に設置しており、市ホームページにも掲載していますので、ぜひご利用ください。

※各自治会・町内会の詳細については掲載しておりませんので、各自治会・町内会にお問い合わせください。

問 市役所秘書広報課

各種相談のお知らせ



市社会福祉協議会では、市民の皆さんのくらしの中で起こる問題や疑問、悩みごとなどの相談を行っています。
※各相談日時は広報やとみ裏表紙の行事予定カレンダーをご確認ください。

相談	ところ	相談日時	予約
弁護士による法律相談	総合福祉センター	月2回	要
弁護士による成年後見・権利擁護相談	総合福祉センター	月1回	要
司法書士による相続・登記等相談	十四山総合福祉センター	奇数月1回	要
結婚相談	総合福祉センター	月1回	要
民生・児童委員、人権擁護委員による心配ごと相談	総合福祉センター 十四山福祉センター	月2回 偶数月1回	不要
福祉資金貸付相談、高齢者・介護相談、障がい(身体、知的、精神)相談、生活困窮者自立支援相談	総合福祉センター	平日8:30～17:15	不要
高齢者・介護相談	十四山総合福祉センター	平日8:30～17:15	不要

問 市社会福祉協議会 ☎65-8105